



ルールを守って正しく出しましょう！

今回はルールが守られていない違反ごみのお話です。

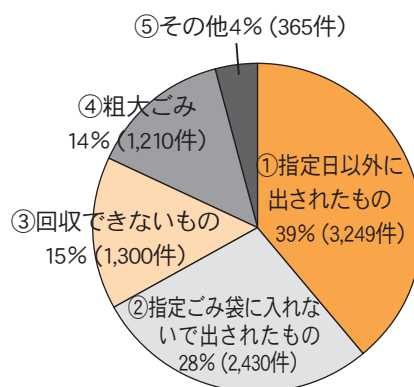
☆違反ごみは毎月900件以上

市内には、現在約1900カ所のごみ集積所が使用されています。地域のごみ集積所は、利用者の皆さんが順番で清掃を行うなどして、まちの美観や衛生上もきれいな状態が保たれています。しかし、ルールを無視したごみ出しも後を絶たないのが現状です。ルールを無視したごみには、「違反ごみ」シール(黄色)を貼り、排出者に注意を促しています。昨年4月から12月までの9カ月間に違反ごみは約8500件、毎月900件以上が発生していることになります。

☆違反ごみの原因は大きく4つ

図1は違反ごみの内訳を示したグラフです。これによると「指定日以外に出されたもの」、「指定ごみ袋に入れないで出されたもの」、「回収できないもの」、「粗大ごみ」の4種類で、違反ごみの大部分を占めていることが分かります。

図1 違反ごみの内訳



☆ルール違反は一人ひとりのモラルから

ごみ集積所に違反ごみがあると美観を損ない、見た方に不快感を与えるばかりか、小動物などによるごみ散乱を引き起こし、周辺に衛生面で迷惑を掛けてしまいます。また、収集時間を遅らせる大きな要因にもなっています。これらの違反ごみは「ルール分別表」を確認していただくことで、そのほとんどを減らすことができます。ごみを出す方は、最後まで自分のごみに責任を持つことが必要となります。

違反ごみを見ると、誰もが不愉快な気分になってしまいます。そんなごみ集積所が自分の家の前にあったとしたら…。「ごみ集積所は自分の家から見えない場所に置いて欲しい」と、そんな声を頂きますが、ルールを正しく守ることでごみ集積所がいつも清潔できれいに保たれたら、ごみに対する意識も変わるのではないのでしょうか。ごみ集積所は市民の皆さんが使用する所です。違反ごみ無くすには一人ひとりのモラルが大きな鍵を握っています。

ごみを正しく出すことで違反ごみを回避

項目	正しい出し方
①指定日以外に出されたもの	- ごみや資源物を指定回収日以外に出すことは、違反となります。 - 特に、資源物である木くずが燃えるごみの日に出されています。木くずは資源物の日に出してください。 - ごみや資源物はそれぞれ回収日が決まっていますので、指定回収日の朝8時までに分別して出してくださいことで解決できます。
②指定ごみ袋に入れないで出されたもの	- 当市は指定ごみ袋の利用が原則です。レジ袋や他市町村のごみ袋の利用は違反ごみとなります。 - ラジカセなどの小型家電やプラスチック製品を指定ごみ袋に入れず、そのまま出すことは違反となります。 - 燃えるごみ、燃えないごみ、プラスチックごみは、必ず指定ごみ袋に入れて、口を結んでから出してください。
③回収できないもの	- 自動車の部品やコンクリートブロック、パソコンなど、牛久クリーンセンターで回収・処理できないごみをごみ集積所に出すことは、違反となります。 - 回収・処理できないものは、購入した店舗やメーカーなどにお問い合わせください。
④粗大ごみ	- 自転車や家具など、指定袋に入らない大きなごみは粗大ごみとなり、ごみ集積所に出すことはできません。 - 粗大ごみは直接牛久クリーンセンターに持ち込むか、電話で粗大ごみの有料回収の申し込みが必要となります。

い」と、そんな声を頂きますが、ルールを正しく守ることでごみ集積所がいつも清潔できれいに保たれたら、ごみに対する意識も変わるのではないのでしょうか。ごみ集積所は市民の皆さんが使用する所です。違反ごみ無くすには一人ひとりのモラルが大きな鍵を握っています。

【お知らせ】

①牛久市指定「ごみ袋」プラスチック専用袋の名称が変更になります。
名称：「白色トレイ・白色発泡スチロール専用袋」

実施時期：4月1日(木)※在庫状況により順次変更していきます。

②牛久市行政情報出前講座
ごみの減量方法や分別方法などについての出前講座をご活用ください。対象は市内に在住・在勤・在学の団体やグループの方です。